

生計依存関係調書 (新生児)

出生日以降の実態について、以下の項目にお答えください。添付書類は添付書類一覧表を確認してください。

令和5年1月10日提出

全 員 必 須 項 目	被保険者証	記号	101	番号	1234	被保険者氏名	明日照 太郎	
	認定対象者氏名	明日照 花子		続柄	長女	年齢	0 歳	
	【1】 扶養申請の理由 (該当の箇所に○印をつけてください。その他の場合は( )内に記入してください。)						主な添付書類 (詳細は添付書類一覧表を確認してください)	
	( ) 私に子が生まれたため						-	
	(○) 配偶者に子どもが生まれたため						-	
	( ) その他 ( )						-	
	【2】 産まれた子の現在の状況、扶養するに至った理由等を、今後の予定も含め具体的に記入してください。 配偶者より私の方が収入が多く、子は私の収入により生計を維持しているため扶養の申請をいたします。 今後、配偶者が私の収入より多くなった場合は速やかに扶養移し替えの手続きを行ないます。							
	【3】 産まれた子の生活状況 該当する項目に○印をつけ、別居の場合は送金額とそれを証明するものを添付してください。 送金額・送金方法については健保 HP よりメールにてお問い合わせください。 ※里帰り出産により3ヶ月以上別居予定の場合は送金が必要です。							
	(○) 私と同居 ( ) 私と別居 ( ) 単身赴任のため ( ) 里帰り出産のため (里帰り予定期間) 月 ( ) その他						送金証明書 1ヶ月分(通帳の写し等)	
	【4】 被保険者(あなた)と配偶者との年収等の状況(該当する項目に○印つけ、( )内を記入してください) 被保険者(あなた)の収入により生計が維持されているかを確認するために必要な項目となります。							
1-1.あなたに配偶者はいますか? (○) いる ⇒ 2. へ ( ) いない ⇒ 未婚のため ⇒ 1-2. へ 離婚のため ⇒ 1-2. へ その他( ) ⇒ 1-2. へ								
1-2.子の親からの送金がありますか? ( ) ある 送金額(月)円 あなたの年収( )円 ⇒ 【5】へ ( ) ない ⇒ 【5】へ						* 通帳の写しとあなたの源泉徴収票を添付(ない場合も送金がないことの確認のため添付)		
2.あなたの配偶者は収入がありますか? (○) ある ⇒ 下記の収入確認欄を記入 ( ) ない ⇒ 【5】へ ※ 夫婦が共に働いている場合は、原則的に収入(所得)の高い方の扶養になります。尚、認定後も夫婦間で収入が変動した場合は扶養の見直しが必要となりますので申し出て下さい。(ただし、産休・育休中は特例として扶養の見直しをしません) 被扶養者資格調査等で収入の変動の確認がとれた場合は遡って削除とし、医療費等の返還請求を行う場合があります。								
私の年収額 (前年度または休業前の年収) 5,000,000 円 (副業収入なども含む) ※ 転職をした(予定含む)場合は、収入見込みを以下に記入してください。 (見込額) 円						・源泉徴収票、確定申告書等 収入が分かるもの(休業中の場合は休業前のもの) ・転職をした(予定含む)場合は収入見込証明書(原本)		
配偶者の年収額 (前年度または休業前の年収) 3,000,000 円 (副業収入なども含む) ※ 転職をした(予定含む)場合は、収入見込みを以下に記入してください。 (見込額) 円						・源泉徴収票、確定申告書等 収入が分かるもの(休業中の場合は休業前のもの) ・転職をした(予定含む)場合は収入見込証明書(原本)		
※ 事業所得の場合は売上額から直接的必要経費を差し引いた額を記入してください。								

全 員 必 須 項 目	<b>【5】 児童手当の受給状況(受給予定含む)</b>	<b>主な添付書類</b> (詳細は添付書類一覧表を確認してください)
	(○) 私が受給している ( ) 配偶者が受給している	
	<b>【6】 扶養手当(公務員の方)、家族手当(民間企業に勤務する方)の受給状況</b>	
	( ) 配偶者が受給している (○) 受給していない	
	<b>【7】 産前産後・育児休業期間の確認</b> 被保険者(あなた)または配偶者が産前産後休業、育児休業を取得予定の場合は予定期間を記入してください。 *配偶者との収入比較他のために必要な項目となります。	
	① 被保険者(私)の産前産後休業取得予定	取得予定期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	② 被保険者(私)の育児休業取得予定	取得予定期間 : 令和 5 年 1 月 5 日 ~ 令和 5 年 6 月 30 日
	③ 配偶者の産前産後休業取得予定	取得予定期間 : 令和 4 年 11 月 21 日 ~ 令和 5 年 2 月 25 日
	④ 配偶者の育児休業取得予定	取得予定期間 : 令和 5 年 2 月 26 日 ~ 令和 5 年 12 月 30 日
	*状況により、追加で確認書類をご提出いただく場合があります。	
<b>【 誓約書 】</b>		
<p>今回被扶養者として申請する者の状況は、上記のとおり相違ありません。</p> <p>今後、就職等で他の健保へ加入したり、収入が 130 万円(60 歳以上および障害厚生年金受給者は 180 万円)以上になったとき、夫婦共に収入がある場合は配偶者が私の収入を上回ったとき、扶養状況に変更があったときには速やかに被扶養者削除の手続きを行います。</p> <p>また、同居していた被扶養者が会社都合以外の別居となった場合は送金を行います。</p> <p>さらに、事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格の取消を受け、当該期間に受けた現金給付を全て返還するとともに、これについて不服申し立てはいたしません。</p> <p>令和 5 年 1 月 10 日</p> <p style="text-align: right;">被保険者氏名(自署) : <u>直筆で氏名を記入してください</u></p>		

※ **被保険者の皆様には届け出に関して以下のように法令で義務付けられていますのでご注意ください。**

- 被扶養者であるご親族の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、個人番号（個人番号を有する者に限る。）及び被保険者との続柄、別居の親族が同一の世帯に居住した年月日および扶養するに至った理由などの事項に変更があったときは、その都度、勤務先を経由して当健康保険組合に届け出なければなりません（健康保険法施行規則第 38 条）。
- 被保険者は、毎年一定の期日に行われる被保険者証の検認若しくは更新の際に、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主を経由して当健康保険組合に提出しなければなりません（健康保険法施行規則第 50 条）。
- 被保険者は、資格を喪失したとき、あるいは保険者に変更があったとき、又は被扶養者が異動したときは、5 日以内に、被保険者証を事業主を経由して当健康保険組合に提出しなければなりません（健康保険法施行規則第 51 条）。

※ **被扶養者の認定日について**

法令では原則として扶養申請日より 5 日以内に届出をしなければならないと定められておりますが(健康保険法施行規則第 38 条)、やむを得ない理由により 5 日以内に届出ができない場合、当健保では 1 ヶ月以内に申請書類一式を確認し、扶養要件を満たしている場合に限り、事由発生日に遡り扶養認定いたします。

書類受付が 1 ヶ月を過ぎた場合は、当健保にて書類を受け付けた日を扶養認定日とします。